4　建設統計室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　国土交通省の所掌事務に関する調査及び統計（建設投資及びこれに関連する経済事情に関するもの（交通に関連するものを除く。）に限る。）についての企画及び立案並びにこれらを実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること。
二　建設投資及びこれに関連する経済事情に関する総合的な調査の実施及び情報の分析に関すること（交通に関連するものを除く。）。
三　建設工事及び建築工事に関する基幹統計調査その他の建設統計調査の実施に関すること。
5　建設統計室に、室長を置く。
6　交通統計室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　国土交通省の所掌事務に関する調査及び統計（内外の交通事情及び交通に関連する経済事情に関するものに限る。）についての企画及び立案並びにこれらを実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること。
二　内外の交通事情及び交通に関連する経済事情に関する総合的な調査の実施及び情報の分析に関すること。
三　国土交通省の所掌事務に関する交通に関連する基幹統計調査及び輸送統計調査（都市局及び道路局の所掌に属するものを除く。）の実施に関すること。
7　交通統計室に、室長を置く。
第三十六条を第二十八条とし、同条の次に次の八条を加える。
（政策企画官）
第二十九条　総合政策局に、政策企画官一人を置く。
2　政策企画官は、命を受けて、参事官の職務のうち総合的な交通体系の整備に関するもの（公共交通政策部の所掌に属するものを除く。）を助ける。
第三十条から第三十五条まで　削除
（地域振興室並びに企画調整官及び都市交通対策企画調整官）
第三十六条　交通計画課に、地域振興室並びに企画調整官及び都市交通対策企画調整官それぞれ一人を置く。
2　地域振興室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　国土交通省の所掌事務に係る地域の振興に資する交通機関の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること（交通支援課及び都市交通対策企画調整官の所掌に属するものを除く。）。
二　地域の振興に資する都市交通その他の地域的な交通に関する基本的な計画に関すること（都市局及び都市交通対策企画調整官の所掌に属するものを除く。）。
3　地域振興室に、室長を置く。
4　企画調整官は、命を受けて、交通計画課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。
5　都市交通対策企画調整官は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　国土交通省の所掌事務に係る都市における交通機関の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること（交通支援課の所掌に属するものを除く。）。
二　都市交通に関する基本的な計画に関すること（都市局の所掌に属するものを除く。）。
第三十七条を次のように改める。
（企画調整官）
第三十七条　交通支援課に、企画調整官一人を置く。
2　企画調整官は、命を受けて、交通支援課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。
「第三款　国土計画局」を「第三款　国土政策局」に改める。
第三十八条第三項中「国土計画局」を「国土政策局」に改める。
第三十八条の二の見出しを「（国土政策企画官、国土管理企画官及び調整官）」に改め、同条第一項中「国土政策企画官」を「国土政策企画官、国土管理企画官及び調整官それぞれ」に改め、同条に次の二項を加える。
3　国土管理企画官は、命を受けて、次に掲げる事項をつかさどる。
一　国土利用計画の企画及び立案並びに推進に関すること（計画官の所掌に属するものを除く。）。
二　全国の区域について定める国土形成計画に関する事務のうち国土の管理と継承に関すること（計画官の所掌に属するものを除く。）。
三　国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第一項に規定する土地利用基本計画に関すること。
4　調整官は、命を受けて、次に掲げる事務のうち重要事項に係る事務をつかさどる。
一　国土の利用、開発及び保全に関する基本的な政策（交通施設の整備に係るもの及び地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項に規定する地理空間情報（以下単に「地理空間情報」という。）の活用に係るものを除く。）に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
二　国会等の移転に係る総合的な政策の企画及び立案に関すること（政策統括官の所掌に属するものを除く。）。
三　多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）の規定による国の行政機関等の東京都区部からの移転等に関すること。
第三十八条の三を削る。
第三十九条から第四十一条までを次のように改める。
（広域制度企画室及び調整室並びに広域政策企画官及び広域地方計画官）
第三十九条　広域地方政策課に、広域制度企画室及び調整室並びに広域政策企画官及び広域地方計画官それぞれ一人を置く。
2　広域制度企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　首都圏その他の各大都市圏及び東北地方その他の各地方のそれぞれの整備及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること（都市局の所掌に属するものを除く。）。
二　広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）の施行に関すること（都市局及び港湾局の所掌に属するものを除く。）。
3　広域制度企画室に、室長を置く。
4　調整室は、国土計画その他の国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な計画の企画及び立案並びに推進に資する関係行政機関の調査、事業その他の事務に関する調整に関する事務をつかさどる。
5　調整室に、室長を置く。
6　広域政策企画官は、命を受けて、広域地方政策課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに連絡調整に関する事務をつかさどる。
7　広域地方計画官は、命を受けて、首都圏その他の各大都市圏及び東北地方その他の各地方のそれぞれについて定める広域地方計画（国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）第九条第二項に規定する広域地方計画をいう。）の企画及び立案並びに推進に関する事務（調整室の所掌に属するものを除く。）で特定事項に関するものをつかさどる。
（地理空間情報活用推進官）
第四十条　国土情報課に、地理空間情報活用推進官一人を置く。
2　地理空間情報活用推進官は、命を受けて、国土情報課の所掌事務のうち地理空間情報の活用の推進に関する特定事項についての企画及び立案並びに連絡調整に係るものをつかさどる。
（半島振興室並びに地域づくり活動推進官及び調整官）
第四十一条　地方振興課に、半島振興室並びに地域づくり活動推進官及び調整官それぞれ一人を置く。
2　半島振興室は、国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全を図る観点からの、地方における半島地域の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。
3　半島振興室に、室長を置く。